

# 重要事項説明書

「指定短期・指定介護予防短期入所療養介護」

ユニット型個室・基本型

当事業所は介護保険の指定を受けています。

(岐阜市指定第 2150180137 号)

当事業所は、ご契約者に対して、(介護予防) 短期入所療養介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、ご契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

## 1. 事業者

法人所在地	岐阜県岐阜市昭和町2丁目11番地
法人名	医療法人社団 ともいき会
代表者氏名	理事長 小牧 卓司
電話番号	058-253-7717

## 2. ご利用事業所

事業所の名称	医療法人社団 ともいき会 介護老人保健施設 ケアコートみやこ
事業所の所在地	岐阜県岐阜市都通三丁目17番地1
管理者名	今井 龍幸
電話番号	058-255-3377
ファクシミリ番号	058-255-3383

## 3. ご利用事業所であわせて実施する事業

	岐阜市施設開設許可事業所指定番号	利用定数
介護老人保健施設 指定短期入所療養介護 (指定介護予防短期入所療養介護)	2150180137	ユニット型個室 40人 多床室 40人 空床時 10人入所可
指定通所リハビリテーション (指定介護予防通所リハビリテーション)	2150180137	25人
指定居宅介護支援事業所	2150180137	

## 4. 事業の目的と運営方針

事業の目的	医療法人社団ともいき会が開設する介護老人保健施設 ケアコートみやこ（以下「事業所」という）が行なう指定短期入所療養介護(指定介護予防短期入所療養介護)の事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保する為に、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適切な指定短期入所療養介護(指定介護予防短期入所療養介護)を提供する事を目的とする。
運営の方針	事業所の従業者は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、各ユニットにおいて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営む事が出来るよう、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行う事により、利用者の療養生活の質の向上及び利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

## 5. 事業所の概要

### (1) 介護老人保健施設 ケアコートみやこ

敷地面積		1057.11 m <sup>2</sup>
建 物	構 造	鉄筋コンクリート造5階建 (一部鉄筋鉄骨造)
	延べ床面積	3150.92 m <sup>2</sup>
	入 所 指定短期入所療養介護 (指定介護予防短期入所 療養介護)	ユニット型個室 40人(ユニット数は4ユニット、 ユニットごとの入所定員は10人) 多床室 40人 空床時 10人入所可
	指定通所リハビリテーション (指定介護予防通所リハビリテーション)	25人
居室の種類	部屋数	
ユニット型個室	40 部屋	
多床室(2人部屋)	4 部屋	
多床室(4人部屋)	8 部屋	

### (2) 主な設備

設備の種類		
療養室	食堂	ボランティアルーム
相談室	機能訓練室	談話室
レクリエーションルーム	一般・機械浴室	
診察室	サービスステーション	

## 6. 職員体制 (主たる職員)

必置職については条例の定めるところによる。

従業員の職種	員数	
管理者	1名	(医師と兼務、多床室と兼務)
医師	1名以上	(多床室と兼務)
薬剤師	0.3名以上	(多床室と兼務)
看護職員	4名以上	
介護職員	10名以上	
支援相談員	1名以上	(多床室と兼務)
理学・作業療法士・言語聴覚士	1名以上	(多床室及び通所リハビリと兼務)
管理栄養士	1名以上	(多床室と兼務)
介護支援専門員	1名以上	(多床室と兼務)
事務職員	1名以上	(多床室と兼務)

## 7. 職員の勤務体制

A勤	7時00分 ~ 16時00分
B勤	8時30分 ~ 17時30分
C勤	11時30分 ~ 20時30分
夜勤	16時30分 ~ 9時30分

## 8. サービスの概要

### (1) 介護保険給付対象（介護予防）短期入所療養介護サービス

指定短期・指定介護予防短期入所療養介護サービスの内容は次のとおりとし、サービスを提供した場合の利用料の額は、それぞれ介護報酬告示上の額とし、指定短期・指定介護予防短期入所療養介護サービスが法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額（ただし、食費、滞在費、特別食代、理美容代及び日常生活費を除く。）とする。

種 類	内 容
基本的な生活環境の提供	・居室及び共用施設をご利用いただくとともに、身体の状況に応じたベッド及び寝具類並びに家具等の備品を用意します。
食 事	・管理栄養士の立てる献立表により、栄養と利用者の身体状況を配慮しバラエティに富んだ食事を提供します。 ・食事はできるだけ離床して食堂で食べていただけるよう配慮します。
排 泄	・入所者の状態に応じて適切な排泄介助を行なうと共に、排泄の自立について適切な援助を行ないます。
入 浴	・入浴又は清拭を行います。 ・寝たきり等で座位のとれない方には、機械浴槽を使用して入浴も可能です。
離床・着替え・整容等	・寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。 ・生活のリズムを考え、着替えを行なうよう配慮します。 ・個人の尊厳に配慮し、適切な整容が行なわれるよう援助します。 ・シーツ交換は、週1回、寝具入れ替えは、年2回予定。
機能訓練	・理学療法士等による入所者の状況に適合した機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するように努めます。 ・当施設の保有するリハビリ器具 平行棒・階段・電気治療機器等
健康管理	・医師や看護師が健康管理に努めます。 (当施設の医師) 今井 龍幸
相 談 援 助 支 援	・当施設では、入所者及びそのご家族からのいかなる相談についても誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行なうよう努めます。 (相談窓口) 支援相談員( )・介護支援専門員( ) 他
社会生活上の便宜	・当施設では、必要な教養娯楽設備を整えると共に、施設での生活を実りあるものにするため、適宜レクリエーション行事を企画します。 ・主な娯楽設備 クラブ活動（手芸・音楽・書道他） ・主なレクリエーション行事 レクリエーション週3回～4回・誕生会・花見等 ・行政機関に対する手続きが必要な場合には、入所者及び家族の状況によっては、代わりに行ないます。
お支払いについては、サービス利用料金表を基にお支払い下さい。 サービス利用料は、利用者の要介護度等に応じて異なります。	

(2) 介護保険給付対象外短期入所療養介護サービス

サービスの内容	内 容
理髪・美容	・外部の事業者により依頼し希望者に理髪・美容をしてもらいます。
日常生活上必要となる諸費用	・日常生活に要する費用で、ご利用者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担していただきます。
特別な食事	・ご希望に基づいて特別な食事を提供できるよう便宜を図ります。 (例) 献立外の希望食、栄養補助食品等、飲物
お支払については、サービス利用料金を基にお支払ください。 経済状況の変化その他やむを得ない事由により、利用額を変更することがあります。	

9. 苦情等申立等

当施設の事務室	窓口担当者 ご利用方法	支援相談員( )・介護支援専門員( ) 電話 058-255-3377 毎日 9時から17時 面接 9時から17時
下記、公的機関は 祝日及び12月29日から1月3日までを除く。		
岐阜県国民健康 保険団体連合会	所在地 窓口担当 ご利用方法	岐阜県岐阜市下奈良2丁目2番1号 岐阜県国民健康保険団体連合会 介護・障害課苦情対応係 電話 058-275-9826 月～金 9時から17時
岐阜県庁	所在地 窓口担当 ご利用方法	岐阜市藪田南2丁目1番1号 岐阜県健康福祉部高齢福祉課 電話 058-272-1111 月～金 9時から17時
岐阜市役所	所在地 窓口担当 ご利用方法	岐阜県岐阜市司町40番地1 介護保険課 電話 058-265-4141 月～金 8:45から17:30
瑞穂市役所	所在地 窓口担当 ご利用方法	岐阜県瑞穂市別府1288 福祉生活課 電話 058-327-4123 月～金 8:30から17:15
北方町役場	所在地 窓口担当 ご利用方法	岐阜県本巣郡北方町北方1323-5 福祉健康課 電話 058-323-1119 月～金 8:30から17:15
笠松町役場 (健康福祉センター)	所在地 窓口担当 ご利用方法	羽島郡笠松町長池408-1 福祉健康センター 電話 058-388-7171 月～金 8:30から17:15
岐南町役場	所在地 窓口担当 ご利用方法	羽島郡岐南町八剣7-107 健康推進課 電話 058-247-1321 月～金 8:30から17:15

\*被保険者は住所がある各市町村役場の介護保険担当窓口へ連絡してもらおう。

## 10. 協力医療機関

医療機関の名称	朝日大学病院（旧村上記念病院）
院長名	日下 義章
所在地	岐阜県岐阜市橋本町3丁目23番地
電話番号	058-253-8001
診療科目	内科，消化器内科，循環器内科，腎臓内科，呼吸器内科，糖尿病・内分泌内科，放射線診断科，外科，消化器外科，乳腺外科，脳神経外科，整形外科，リウマチ科，リハビリテーション科，眼科，泌尿器科，婦人科，心臓血管外科，麻酔科，救急部，病理診断科，放射線治療科， 歯科・口腔外科，
入院設備	ベッド数 381床
緊急指定の有無	有
契約の概要	当施設と朝日大学病院は、入所者の病状に急変があった場合速やかに対処するよう契約されています。

## 11. 協力歯科医療機関

名称	美江寺歯科医院
院長名	小牧 令二
所在地	岐阜県瑞穂市美江寺498-3
電話番号	058-328-3338
入院設備	無
契約の概要	当施設と美江寺歯科医院は、入所者の希望があった場合に速やかに対処するよう契約されています。

## 12. 非常用災害等の対策

非常時の対応	別途定める「ケアコートみやこ消防計画」により対応を行ないます。	
近隣との協力関係	消防団と近隣防災協力を締結し、非常時の相互の応援を約束しています。	
平常の訓練等防災設備	別途定める「ケアコートみやこ消防計画」により年2回の夜間及び昼間を想定した避難訓練を、入所等の方も参加して実施しています。	
	設備名称	有・無
	スプリンクラー	有
	自動火災報知器	有
	誘導灯	有
	ガス漏れ感知器	有
	非常通報装置	有
	漏電感知器	有
	非常用電源	有
カーテン・布団等は、防災性能のあるものを使用しています。		

### 13. (介護予防) 短期入所療養介護計画について

- ・サービスの提供にあたり、(介護予防) 短期入所療養介護計画を作成し、原案の内容についてご利用者にご説明の上、文書により同意をいただきます。
- ・(介護予防) 短期入所療養介護計画は、ご利用者の心身の状況やご希望に基づき、個別のサービス目標を設定し、サービスの方針と具体的な提供内容を定めるものです。この(介護予防) 短期入所療養介護計画に基づきサービスを提供します。

### 14. サービス提供における業務者の義務

サービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- (1) ご利用者の生命、身体、財産の安全確保に配慮します。
- (2) サービスの提供について、必要に応じてわかりやすく説明します。
- (3) ご利用者の要介護状態の軽減、悪化の防止を前提として、心身の状況に応じたサービス計画に基づく処遇を妥当適切に行い、常にその内容の見直しを行ないます。
- (4) ご利用者の体調や健康状態に応じて必要な場合には、医師、看護師と連携し、ご利用者からの施設からの聴取、確認をします。
- (5) 施設の設備及び備品等の衛生的な管理に努め、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を行ないます。
- (6) 感染症や非常災害に関する業務継続計画を策定するとともに、業務継続計画に従い、利用者に対して定期的に訓練を行ないます。
- (7) 虐待防止のための対策を検討する委員会を開催し、その内容を従業員に周知徹底します。従業員に対し、虐待を防止するための定期的な研修を行います。
- (8) 提供したサービスに関する記録を作成し、利用終了後5年間保管すると共に、ご利用者又はそのご家族等の請求に応じ、閲覧させ、複写物を交付します。
- (9) サービスを提供するにあたって知り得たご利用者又はそのご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏らしません。  
ただし、緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご利用者の心身等の状況を提供させていただきます。
- (10) 事故発生時は市町村及びご家族様へ速やかに連絡させていただきます。
- (11) 従業員または従業員であったものに対して、業務上知り得た情報は秘密保持に配慮いたします。

### 15. 損害賠償について

サービスの実施にあたって事業者の責任によりご利用者又はご家族に生じた損害については、速やかにその損害を賠償します。

### 16. 事業所を退所していただく場合(契約の終了について)

当事業所との契約は、下記のような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了し、退所していただくこととなります。

- ア. ご利用者が死亡した場合。
- イ. 症状把握にて、当事業所のサービス利用が適当でないと判断された場合
- ウ. 要介護認定によりご利用者の心身の状況が非該当と認定された場合
- エ. 事業者が解散した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- オ. 設備の減失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能となった場合
- カ. ご利用者から退所の申し出を行なった場合(詳細は以下(1)参照)
- キ. 事業者から退所の申し出を行なった場合(詳細は以下(2)参照)

- (1) ご利用者からの退所の申し出(中途解約・契約解除)

契約期間中であっても、ご利用者から当事業所からの退所を申し出ることができます。その場合には、退所を希望する7日前までに退所届出書をご提出ください。ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、事業所を退所することができます。

- ①ご利用者が入院した場合
- ②事業者が正当な理由でなく本契約に定めるサービスを実施しない場合

- ③事業者が故意又は過失によりご利用者の身体、財物、信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい事情が認められる場合。
  - ④他の利用者がご利用の身体、財物、信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合
- (2) 事業者からの申し出により退所していただく場合  
以下の事項に該当する場合には、当事業所から退所していただくことがあります。
- ①ご利用者の非協力など信頼関係を破壊する行為をなし、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
  - ②サービス料金の支払いが遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
  - ③ご利用者が故意又は重大な過失により事業者もしくは他の利用者等の生命、身体、財物、信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行う等により、本契約を継続しがたい重大な事情が認められた場合
  - ④ご利用者が他の施設、病院に入所又は入院した場合
- (3) 円滑な退所のための援助  
ご利用者が当事業所を退所する場合には、事業者は、利用者及びその家族に対して適切な指導を行うことと、利用者の希望により、心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な援助を速やかに行ないます。
- ア. 適切な病院又は介護保険施設等の紹介
  - イ. その他保険医療サービス又は福祉サービス提供者の紹介
  - ウ. 行政機関等必要な手続きについての相談

## 17. 当事業所ご利用の際に留意していただく事項

来訪・面会	来訪者は、面会時間を厳守し、必ずその都度職員に届出してください。 面会時間 午前9：00～午後5：00 (面会届けに所定事項の記入をお願いします)
外出・外泊	外泊・外出の際には、必ず行き先と帰宅時間を職員に申し出て、外出、外泊届けに記入してください。
居室・設備・器具の利用	事業所内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご使用により破損等が生じた場合、賠償していただくことがあります。
迷惑行為等	騒音等他の入所者の迷惑になる行為はご遠慮願います。 又、むやみに他の入所者の居室等に立ち入らないようにしてください。
宗教活動 政治活動	事業所内で許可なく他の入所者に対する宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。
動物の飼育	事業所内へのペットの持ち込み及び飼育はお断りします。
喫煙・飲酒	◎入所者の事業所内での喫煙・飲酒は禁止しております。

## 18. 身元引受人について（サービスのご利用者）

ご利用者の身元引受人を定めてください。ただし、社会通念上、身元引受人を立てることができない相当の理由が認められる場合は、その限りではありません。身元引受人は、本契約に基づく利用者の一切の責務について、利用者と連帯して履行の責任を負っていただきます。また、次の責任を負っていただきます。

- (1) ご利用者が疾病等により医療機関に入院する場合の円滑な入院手続きができるように事業者に協力すること。
- (2) 契約終了の場合は、ご利用者の適切な受け入れ先について、事業者と連携してその確保に努めること。
- (3) ご利用者が亡くなられた場合のご遺体の引取り及び遺留金品の処理その他必要な措置を行なうこと。

## 19. 利用料のお支払い方法

サービス利用月の翌月23日に指定口座から口座振替させていただきます。または、サービス終了時にお支払いをお願いします。

## 20. その他

当事業所についての詳細はパンフレットを用意しておりますので、ご請求下さい。



1【介護保険給付対象サービス及び滞在費・食費】(基本料金)

下記の料金表によって、利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付額を除いた金額(自己負担額)と食費、滞在費、特別食代、理美容代及び日常生活費の合計金額をお支払いください。(サービスの利用料金は、利用者の要介護に応じて異なります。)利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス料金の全額を一旦お支払いいただきます(償還払い)。償還払いとなる場合、利用者が保険給付の申請を行なうために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

介護保険から給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて利用者の負担額を変更します。

○指定短期・指定介護予防短期入所療養介護利用者(1日あたり)

要介護度		要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
施設利用料自己負担額								
ユニット型個室		624単位	789単位	836単位	883単位	948単位	1003単位	1056単位
負担 限度額 なし	滞在費 ユニット型個室	2300円	2300円	2300円	2300円	2300円	2300円	2300円
	食費							
	朝食費	500円	500円	500円	500円	500円	500円	500円
	昼食費	750円	750円	750円	750円	750円	750円	750円
	夕食費	650円	650円	650円	650円	650円	650円	650円

第1段階	滞在費 負担限度額	880円	880円	880円	880円	880円	880円	880円
	食費 負担限度額	300円	300円	300円	300円	300円	300円	300円
第2段階	滞在費 負担限度額	880円	880円	880円	880円	880円	880円	880円
	食費 負担限度額	600円	600円	600円	600円	600円	600円	600円
第3段階 ①	滞在費 負担限度額	1370円	1370円	1370円	1370円	1370円	1370円	1370円
	食費 負担限度額	1000円	1000円	1000円	1000円	1000円	1000円	1000円
第3段階 ②	滞在費 負担限度額	1370円	1370円	1370円	1370円	1370円	1370円	1370円
	食費 負担限度額	1300円	1300円	1300円	1300円	1300円	1300円	1300円

※低所得者の場合は市町村が認定(第1・2・3段階)するところにより食費・滞在費が減免されます。

第1段階: 老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税。生活保護受給者。

第2段階: 世帯全員が市民税非課税で課税年金収入額+非課税年金収入額+合計所得金額の合計が80万円以下の人。

第3段階①: 世帯全員が市民税非課税で課税年金収入額+非課税年金収入額+合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の人。

第3段階②: 世帯全員が市民税非課税で課税年金収入額+非課税年金収入額+合計所得金額の合計が120万円超の人。

- ① (対象者のみ) 個別リハビリテーション加算が1日あたり240単位加算されます。
- ② (対象者のみ) ご自宅までの送迎を行った場合、送迎加算(片道)184単位が加算されます。
- ③ (対象者のみ) 糖尿病食・腎臓病食など療養食の方は、1回あたり8単位加算されます。
- ④ (対象者のみ) 介護度4・5で厚労省の定める状態にある方は、重度療養加算として1日あたり120単位加算されます。
- ⑤ (対象者のみ) 若年性認知症利用者受入加算の対象の方は、1日あたり120単位加算されます。
- ⑥ (対象者のみ) 認知症行動・心理症状で緊急的に短期入所された方は、1日あたり200単位加算されます。(7日を上限)
- ⑦ (対象者のみ) 緊急的に短期入所された方は、1日あたり90単位加算されます。(7日(やむを得ない事情がある場合は14日)を限度)

- ⑧ (対象者のみ) 緊急時に所定の医療的対応を行った場合、別途料金が加算されます。(1ヶ月に連続する3日限度)
- ⑨ 夜間職員配置加算として1日24単位加算されます。
- ⑩ (対象者のみ) 治療管理を目的とした総合医学管理加算として1日275単位(10日を上限)
- ⑪ 生産性向上推進体制加算Ⅱとして1月10単位加算されます。
- ⑫ 介護職員処遇改善加算として、ご利用の保険内単位×0.039(厚生労働大臣の定める比率)が加算されます。
- ⑬ 特定処遇改善加算として、ご利用の保険内単位×0.017(厚生労働大臣の定める比率)が加算されます。
- ⑭ ベースアップ等支援加算として、ご利用の保険内単位×0.008(厚生労働大臣の定める比率)が加算されます。
- ⑮ 理美容料、持ち込み電化製品の電気代、洗濯代、個人の嗜好品、施設が用意する日用品やクラブ活動の材料費、おやつ費。
- ⑯ 地域区分6級地のため、介護保険1単位は、1.027円となります。

## 2 【介護保険給付対象外サービス】(日用品等の提供に係わる料金)

以下のサービスは利用料金の全額が利用者(側)の負担でご用意いただくものです。

サービスの種類・品目	利用料金等	備 考
特別な食事 (ご希望に基づき提供するもの)	実 費	厚生労働大臣が別に定める「特別食」および身体状況あるいは介護上の理由で加工する食事については除きます。
理美容サービス	実 費	外部業者の定める金額
ネット洗濯代(希望者のみ)	要した費用の実費	1袋500円(外部業者の定める金額)
施設洗濯(緊急時)	実 費	コインランドリー料金
電気代	1日あたり (1使用器具につき)	53円～ ※その他は相談に応じて金額設定します
日用品費	実 費	タオル類・ちり紙・ティッシュ・歯磨き粉 歯ブラシ・シャンプー・リンス 他
教養娯楽費	実 費	クラブ活動・レクリエーション他
おやつ費	1日あたり150円	おやつ
行事費	実 費	
その他	実 費	立替払い・文書料・コピー料金等

介護保険の給付の対象とならないサービスについて、経済状況の著しい変化、その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合、事前に変更の内容とその事由について、変更を行なう1ヶ月前までにご説明します。(消費税のお支払いがある項目があります)

### 滞在費

ユニット型個室	1 日	2300 円
---------	-----	--------

ユニット個室の滞在費が発生する個室は下記の号室になります。

201号、202号、203号、205号、206号、207号、208号、210号、211号、212号  
 301号、302号、303号、305号、306号、307号、308号、310号、311号、312号  
 401号、402号、403号、405号、406号、407号、408号、410号、411号、412号  
 501号、502号、503号、505号、506号、507号、508号、510号、511号、512号

## 3 キャンセル料

利用予定日の前日までにお申し出がなく、当日になって利用の中止のお申し出があった場合、取り消し料として下記の料金をお支払い頂く事があります。ただしご契約者(利用者)の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までにお申し出があった場合 : 無料

利用予定日の前日までにお申し出がなかった場合 : 当日の利用料の自己負担相当分

(食材料費を含む)

# 重要事項説明書

「指定短期・指定介護予防短期入所療養介護」

多床室・基本型

当事業所は介護保険の指定を受けています。

(岐阜市指定第 2150180137 号)

当事業所は、ご契約者に対して、(介護予防) 短期入所療養介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、ご契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

## 1. 事業者

法人所在地	岐阜県岐阜市昭和町2丁目11番地
法人名	医療法人社団 ともいき会
代表者氏名	理事長 小牧 卓司
電話番号	058-253-7717

## 2. ご利用事業所

事業所の名称	医療法人社団 ともいき会 介護老人保健施設 ケアコートみやこ
事業所の所在地	岐阜県岐阜市都通三丁目17番地1
管理者名	今井 龍幸
電話番号	058-255-3377
ファクシミリ番号	058-255-3383

## 3. ご利用事業所であわせて実施する事業

	岐阜市施設開設許可事業所指定番号	利用定数
介護老人保健施設 指定短期入所療養介護 (指定介護予防短期入所療養介護)	2150180137	ユニット型個室 40人 多床室 40人 空床時 10人入所可
指定通所リハビリテーション (指定介護予防通所リハビリテーション)	2150180137	25人
指定居宅介護支援事業所	2150180137	

## 4. 事業の目的と運営方針

事業の目的	医療法人社団ともいき会が開設する介護老人保健施設 ケアコートみやこ（以下「事業所」という）が行なう指定短期入所療養介護(指定介護予防短期入所療養介護)の事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保する為に、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適切な指定短期入所療養介護(指定介護予防短期入所療養介護)を提供する事を目的とする。
運営の方針	事業所の従業者は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営む事が出来るよう、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行う事により、利用者の療養生活の質の向上及び利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

## 5. 事業所の概要

### (1) 介護老人保健施設 ケアコートみやこ

敷地面積		1057.11 m <sup>2</sup>
建 物	構 造	鉄筋コンクリート造5階建 (一部鉄筋鉄骨造)
	延べ床面積	3150.92 m <sup>2</sup>
	入 所	ユニット型個室40人(ユニット数は4ユニット、 ユニットごとの入所定員は10人) 多床室40人 空床時10人入所可
	指定短期入所療養介護 (指定介護予防短期入所 療養介護)	
	指定通所リハビリテーション (指定介護予防通所リハビリテーション)	25人
居室の種類	部屋数	
ユニット型個室	40部屋	
多床室(2人部屋)	4部屋	
多床室(4人部屋)	8部屋	

### (2) 主な設備

設備の種類		
療養室	食堂	ボランティアルーム
相談室	機能訓練室	談話室
レクリエーションルーム	一般・機械浴室	
診察室	サービスステーション	

## 6. 職員体制 (主たる職員)

必置職については条例の定めるところによる。

従業員の職種	員数	
管理者	1名	(医師と兼務、ユニット型個室と兼務)
医師	1名以上	(ユニット型個室と兼務)
薬剤師	0.3名以上	(ユニット型個室と兼務)
看護職員	4名以上	
介護職員	10名以上	
支援相談員	1名以上	(ユニット型個室と兼務)
理学・作業療法士・言語聴覚士	1名以上	(ユニット型個室及び通所リハビリと兼務)
管理栄養士	1名以上	(ユニット型個室と兼務)
介護支援専門員	1名以上	(ユニット型個室と兼務)
事務職員	1名以上	(ユニット型個室と兼務)

## 7. 職員の勤務体制

A勤	7時00分 ~ 16時00分
B勤	8時30分 ~ 17時30分
C勤	11時30分 ~ 20時30分
夜勤	16時30分 ~ 9時30分

## 8. サービスの概要

### (1) 介護保険給付対象（介護予防）短期入所療養介護サービス

指定短期・指定介護予防短期入所療養介護サービスの内容は次のとおりとし、サービスを提供した場合の利用料の額は、それぞれ介護報酬告示上の額とし、指定短期・指定介護予防短期入所療養介護サービスが法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額（ただし、食費、滞在費、特別食代、理美容代及び日常生活費を除く。）とする。

種 類	内 容
基本的な生活環境の提供	・居室及び共用施設をご利用いただくとともに、身体の状況に応じたベッド及び寝具類並びに家具等の備品を用意します。
食 事	・管理栄養士の立てる献立表により、栄養と利用者の身体状況を配慮しバラエティに富んだ食事を提供します。 ・食事はできるだけ離床して食堂で食べていただけるよう配慮します。 (食事時間) 朝食 7時 40分より 昼食 11時 40分より 夕食 17時 40分より
排 泄	・入所者の状態に応じて適切な排泄介助を行なうと共に、排泄の自立について適切な援助を行ないます。
入 浴	・年間を通じ週2回の入浴又は清拭を行います。 ・寝たきり等で座位のとれない方には、機械浴槽を使用して入浴も可能です。
離床・着替え・整容等	・寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。 ・生活のリズムを考え、着替えを行なうよう配慮します。 ・個人の尊厳に配慮し、適切な整容が行なわれるよう援助します。 ・シーツ交換は、週1回、寝具入れ替えは、年2回予定。
機能訓練	・理学療法士等による入所者の状況に適合した機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するように努めます。 ・当施設の保有するリハビリ器具 平行棒・階段・電気治療機器等
健康管理	・医師や看護師が健康管理に努めます。 (当施設の医師) 今井 龍幸
相 談 援 助 支 援	・当施設では、入所者及びそのご家族からのいかなる相談についても誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行なうよう努めます。 (相談窓口) 支援相談員( )・介護支援専門員( ) 他
社会生活上の便宜	・当施設では、必要な教養娯楽設備を整えると共に、施設での生活を実りあるものにするため、適宜レクリエーション行事を企画します。 ・主な娯楽設備 クラブ活動(手芸・音楽・書道他) ・主なレクリエーション行事 レクリエーション週3回～4回・誕生会・花見等 ・行政機関に対する手続きが必要な場合には、入所者及び家族の状況によっては、代わりに行ないます。
お支払いについては、サービス利用料金表を基にお支払い下さい。 サービス利用料は、利用者の要介護度等に応じて異なります。	

(2) 介護保険給付対象外短期入所療養介護サービス

サービスの内容	内 容
理髪・美容	・外部の事業者へ依頼し希望者に理髪・美容をしてもらいます。
日常生活上必要となる諸費用実費	・日常生活に要する費用で、ご利用者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担していただきます。
特別な食事	・ご希望に基づいて特別な食事を提供できるよう便宜を図ります。 (例) 献立外の希望食、栄養補助食品等、飲物
お支払については、サービス利用料金を基にお支払ください。 経済状況の変化その他やむを得ない事由により、利用額を変更することがあります。	

9. 苦情等申立等

当施設の事務室	窓口担当者 ご利用方法	支援相談員( )・介護支援専門員( ) 電話 058-255-3377 毎日 9時から17時 面接 9時から17時
下記、公的機関は 祝日及び12月29日から1月3日までを除く		
岐阜県国民健康保険団体連合会	所在地 窓口担当 ご利用方法	岐阜県岐阜市下奈良2丁目2番1号 岐阜県国民健康保険団体連合会 介護・障害課苦情対応係 電話 058-275-9826 月～金 9時から17時
岐阜県庁	所在地 窓口担当 ご利用方法	岐阜市藪田南2丁目1番1号 岐阜県健康福祉部高齢福祉課 電話 058-272-1111 月～金 9時から17時
岐阜市役所	所在地 窓口担当 ご利用方法	岐阜県岐阜市司町40番地1 介護保険課 電話 058-265-4141 月～金 8:45から17:30
瑞穂市役所	所在地 窓口担当 ご利用方法	岐阜県瑞穂市別府1288 福祉生活課 電話 058-327-4123 月～金 8:30から17:15
北方町役場	所在地 窓口担当 ご利用方法	岐阜県本巣郡北方町北方1323-5 福祉健康課 電話 058-323-1119 月～金 8:30から17:15
笠松町役場 (健康福祉センター)	所在地 窓口担当 ご利用方法	羽島郡笠松町長池408-1 福祉健康センター 電話 058-388-7171 月～金 8:30から17:15
岐南町役場	所在地 窓口担当 ご利用方法	羽島郡岐南町八剣7-107 健康推進課 電話 058-247-1321 月～金 8:30から17:15

\*被保険者は住所がある各市町村役場の介護保険担当窓口へ連絡してもらう。

## 10. 協力医療機関

医療機関の名称	朝日大学病院（旧村上記念病院）
院長名	日下 義章
所在地	岐阜県岐阜市橋本町3丁目23番地
電話番号	058-253-8001
診療科目	内科, 消化器内科, 循環器内科, 腎臓内科, 呼吸器内科, 糖尿病・内分泌内科, 放射線診断科, 外科, 消化器外科, 乳腺外科, 脳神経外科, 整形外科, リウマチ科, リハビリテーション科, 眼科, 泌尿器科, 婦人科, 心臓血管外科, 麻酔科, 救急部, 病理診断科, 放射線治療科, 歯科・口腔外科,
入院設備	ベッド数 381床
緊急指定の有無	有
契約の概要	当施設と朝日大学病院は、入所者の病状に急変があった場合速やかに対処するよう契約されています。

## 11. 協力歯科医療機関

名称	美江寺歯科医院
院長名	小牧 令二
所在地	岐阜県瑞穂市美江寺498-3
電話番号	058-328-3338
入院設備	無
契約の概要	当施設と美江寺歯科医院は、入所者の希望があった場合に速やかに対処するよう契約されています。

## 12. 非常用災害等の対策

非常時の対応	別途定める「ケアコートみやこ消防計画」により対応を行いません。	
近隣との協力関係	消防団と近隣防災協力を締結し、非常時の相互の応援を約束しています。	
平常の訓練等防災設備	別途定める「ケアコートみやこ消防計画」により年2回の夜間及び昼間を想定した避難訓練を、入所等の方も参加して実施しています。	
	設備名称	有・無
	スプリンクラー	有
	自動火災報知器	有
	誘導灯	有
	ガス漏れ感知器	有
	非常通報装置	有
	漏電感知器	有
	非常用電源	有
カーテン・布団等は、防災性能のあるものを使用しています。		



### 13. (介護予防) 短期入所療養介護計画について

- ・サービスの提供にあたり、(介護予防) 短期入所療養介護計画を作成し、原案の内容についてご利用者にご説明の上、文書により同意をいただきます。
- ・(介護予防) 短期入所療養介護計画は、ご利用者の心身の状況やご希望に基づき、個別のサービス目標を設定し、サービスの方針と具体的な提供内容を定めるものです。この(介護予防) 短期入所療養介護サービス計画に基づきサービスを提供します。

### 14. サービス提供における業務者の義務

サービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- (1) ご利用者の生命、身体、財産の安全確保に配慮します。
- (2) サービスの提供について、必要に応じてわかりやすく説明します。
- (3) ご利用者の要介護状態の軽減、悪化の防止を前提として、心身の状況に応じたサービス計画に基づく処遇を妥当適切に行い、常にその内容の見直しを行いません。
- (4) ご利用者の体調や健康状態に応じて必要な場合には、医師、看護師と連携し、ご利用者からの施設からの聴取、確認をします。
- (5) 施設の設備及び備品等の衛生的な管理に努め、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を行いません。
- (6) 感染症や非常災害に関する業務継続計画を策定するとともに、業務継続計画に従い、利用者に対して定期的に訓練を行いません。
- (7) 虐待防止のための対策を検討する委員会を開催し、その内容を従業員に周知徹底します。従業員に対し、虐待を防止するための定期的な研修を行います。
- (8) 提供したサービスに関する記録を作成し、利用終了後5年間保管すると共に、ご利用者又はそのご家族等の請求に応じ、閲覧させ、複写物を交付します。
- (9) サービスを提供するにあたって知り得たご利用者又はそのご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏らしません。  
ただし、緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご利用者の心身等の状況を提供させていただきます。
- (10) 事故発生時は市町村及びご家族様へ速やかに連絡させていただきます。
- (11) 従業員または従業員であったものに対して、業務上知り得た情報は秘密保持に配慮いたします。

### 15. 損害賠償について

サービスの実施にあたって事業者の責任によりご利用者又はご家族に生じた損害については、速やかにその損害を賠償します。

### 16. 短期入所療養介護事業所を退所していただく場合(契約の終了について)

当事業所との契約は、下記のような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了し、退所していただくことになります。

- ア. ご利用者が死亡した場合。
- イ. 症状把握にて、当事業所のサービス利用が適当でないと判断された場合
- ウ. 要介護認定によりご利用者の心身の状況が非該当と認定された場合
- エ. 事業者が解散した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- オ. 設備の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能となった場合
- カ. ご利用者から退所の申し出を行なった場合(詳細は以下(1)参照)
- キ. 事業者から退所の申し出を行なった場合(詳細は以下(2)参照)

- (1) ご利用者からの退所の申し出(中途解約・契約解除)  
契約期間中であっても、ご利用者から当事業所からの退所を申し出ることができます。その場合には、退所を希望する7日前までに退所届出書をご提出ください。ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、事業所を退所することができます。
  - ①ご利用者が入院した場合
  - ②事業者が正当な理由でなく本契約に定めるサービスを実施しない場合

- ③事業者が故意又は過失によりご利用者の身体、財物、信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい事情が認められる場合。
  - ④他の利用者がご利用の身体、財物、信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合
- (2) 事業者からの申し出により退所していただく場合  
以下の事項に該当する場合には、当事業所から退所していただくことがあります。
- ①ご利用者の非協力など信頼関係を破壊する行為をなし、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
  - ②サービス料金の支払いが遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
  - ③ご利用者が故意又は重大な過失により事業者もしくは他の利用者等の生命、身体、財物、信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行う等により、本契約を継続しがたい重大な事情が認められた場合
  - ④ご利用者が他の施設、病院に入所又は入院した場合
- (3) 円滑な退所のための援助  
ご利用者が当事業所を退所する場合には、事業者は、利用者及びその家族に対して適切な指導を行うことと、利用者の希望により、心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な援助を速やかに行ないます。
- ア. 適切な病院又は介護保険施設等の紹介
  - イ. その他保険医療サービス又は福祉サービス提供者の紹介
  - ウ. 行政機関等必要な手続きについての相談

## 17. 当事業所ご利用の際に留意していただく事項

来訪・面会	来訪者は、面会時間を厳守し、必ずその都度職員に届出してください。 面会時間 午前9：00～午後5：00 (面会届けに所定事項の記入をお願いします)
外出・外泊	外泊・外出の際には、必ず行き先と帰宅時間を職員に申し出て、外出、外泊届けに記入してください。
居室・設備・器具の利用	事業所内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご使用により破損等が生じた場合、賠償していただくことがあります。
迷惑行為等	騒音等他の入所者の迷惑になる行為はご遠慮願います。 又、むやみに他の入所者の居室等に立ち入らないようにしてください。
宗教活動 政治活動	事業所内で許可なく他の入所者に対する宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。
動物の飼育	事業所内へのペットの持ち込み及び飼育はお断りします。
喫煙・飲酒	◎入所者の事業所内での喫煙・飲酒は禁止しております。

## 18. 身元引受人について（短期入所療養介護サービスのご利用者）

ご利用者の身元引受人を定めてください。ただし、社会通念上、身元引受人を立てることができない相当の理由が認められる場合は、その限りではありません。身元引受人は、本契約に基づく利用者の一切の責務について、利用者と連帯して履行の責任を負っていただきます。また、次の責任を負っていただきます。

- (1) ご利用者が疾病等により医療機関に入院する場合の円滑な入院手続きができるように事業者にご協力すること。
- (2) 契約終了の場合は、ご利用者の適切な受け入れ先について、事業者と連携してその確保に努めること。
- (3) ご利用者が亡くなられた場合のご遺体の引取り及び遺留金品の処理その他必要な措置を行なうこと。

## 19. 利用料のお支払い方法

サービス利用月の翌月23日に指定口座から口座振替させていただきます。または、サービス終了時にお支払いをお願いします。

## 20. その他

当事業所についての詳細はパンフレットを用意しておりますので、ご請求下さい。

医療法人社団 ともいき会 介護老人保健施設 ケアコートみやこ ショートステイサービス利用料金表

1 [介護保険給付対象サービス及び滞在費・食費] (基本料金)

下記の料金表によって、利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付額を除いた金額(自己負担額)と食費、滞在費、特別食代及び日常生活費の合計金額をお支払いください。(サービスの利用料金は、利用者の要介護に応じて異なります。)利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス料金の全額を一旦お支払いいただきます(償還払い)。償還払いとなる場合、利用者が保険給付の申請を行なうために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

介護保険から給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて利用者の負担額を変更します。

○指定短期・指定介護予防短期入所療養介護利用者(1日あたり)

要介護度		要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
施設利用料自己負担額								
2人・4人部屋		613単位	774単位	830単位	880単位	944単位	997単位	1052単位
負担限度額なし	滞在費 2人・4人部屋	370円	370円	370円	370円	370円	370円	370円
	食費							
	朝食費	500円	500円	500円	500円	500円	500円	500円
	昼食費	750円	750円	750円	750円	750円	750円	750円
	夕食費	650円	650円	650円	650円	650円	650円	650円

第1段階	滞在費 負担限度額	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円
	食費 負担限度額	300円	300円	300円	300円	300円	300円	300円
第2段階	滞在費 負担限度額	370円	370円	370円	370円	370円	370円	370円
	食費 負担限度額	600円	600円	600円	600円	600円	600円	600円
第3段階①	滞在費 負担限度額	370円	370円	370円	370円	370円	370円	370円
	食費 負担限度額	1000円	1000円	1000円	1000円	1000円	1000円	1000円
第3段階②	滞在費 負担限度額	370円	370円	370円	370円	370円	370円	370円
	食費 負担限度額	1300円	1300円	1300円	1300円	1300円	1300円	1300円

※低所得者の場合は市町村が認定(第1・2・3段階)するところにより食費・滞在費が減免されます。

第1段階: 高齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税。生活保護受給者。

第2段階: 世帯全員が市民税非課税で課税年金収入額+非課税年金収入額+合計所得金額の合計が80万円以下の人。

第3段階①: 世帯全員が市民税非課税で課税年金収入額+非課税年金収入額+合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の人。

第3段階②: 世帯全員が市民税非課税で課税年金収入額+非課税年金収入額+合計所得金額の合計が120万円超の人。

- ① (対象者のみ) 個別リハビリテーション加算が1日あたり240単位加算されます。
- ② (対象者のみ) ご自宅までの送迎を行った場合、送迎加算(片道)184単位が加算されます。
- ③ (対象者のみ) 糖尿病食・腎臓病食など療養食の方は、1回あたり8単位加算されます。
- ④ (対象者のみ) 介護度4・5で厚労省の定める状態にある方は、重度療養加算として1日あたり120単位加算されます。
- ⑤ (対象者のみ) 若年性認知症利用者受入加算の対象の方は、1日あたり120単位加算されます。
- ⑥ (対象者のみ) 認知症行動・心理症状で緊急的に短期入所された方は、1日あたり200単位加算されます。
- ⑦ (対象者のみ) 緊急的に短期入所された方は、1日あたり90単位加算されます。(7日(やむを得ない事情がある場合は14日)を限度)
- ⑧ (対象者のみ) 治療管理目的とした総合医学管理加算として1日当たり275単位加算されます。(10日を限度)
- ⑨ (対象者のみ) 緊急時に所定の医療的対応を行った場合、別途料金が加算されます。(1ヶ月に連続する3日限度)

- ⑩ 夜間職員配置加算として1日24単位加算されます。
- ⑪ 生産性向上推進体制加算Ⅱとして1月10単位
- ⑫ 介護職員処遇改善加算として、ご利用の保険内単位×0.039（厚生労働大臣の定める比率）が加算されます。
- ⑬ 特定処遇改善加算として、ご利用の保険内単位×0.017（厚生労働大臣の定める比率）が加算されます。
- ⑭ ベースアップ等支援加算として、ご利用の保険内単位×0.008（厚生労働大臣の定める比率）が加算されます。
- ⑮ 理美容料、持ち込み電化製品の電気代、洗濯代、個人の嗜好品、施設が用意する日用品やクラブ活動の材料費、おやつ費。
- ⑯ 地域区分6級地のため、介護保険1単位は、1.027円となります。

## 2 [介護保険給付対象外サービス] (日用品等の提供に係わる料金)

以下のサービスは利用料金の全額が利用者（側）の負担でご用意いただくものです。

サービスの種類・品目	利用料金等	備 考
特別な食事 (ご希望に基づき提供するもの)	実 費	厚生労働大臣が別に定める「特別食」および身体状況あるいは介護上の理由で加工する食事については除きます。
理美容サービス	実 費	外部業者の定める金額
ネット洗濯代 (希望者のみ)	要した費用の実費	1袋500円 (外部業者の定める金額)
施設洗濯 (緊急時)	実 費	コインランドリー料金
電気代	1日あたり (1使用器具につき)	53円～ ※その他は相談に応じて金額設定します
日用品費	実 費	タオル類・ちり紙・ティッシュ・歯磨き粉 歯ブラシ・シャンプー・リンス 他
教養娯楽費	実 費	クラブ活動・レクリエーション他
おやつ費	1日あたり150円	おやつ
行事費	実 費	
その他	実 費	立替払い・文書料・コピー料金等

介護保険の給付の対象とならないサービスについて、経済状況の著しい変化、その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合、事前に変更の内容とその事由について、変更を行なう1ヶ月前までにご説明します。(消費税のお支払いがある項目があります)

### 滞在費

多床室 (2人・4人部屋)	1 日	370 円
---------------	-----	-------

2人・4人部屋の滞在費が発生する多床室は下記の号室になります。

221号、222号、223号、321号、322号、323号、421号、422号、423号、521号、522号、523号

## 3 キャンセル料

利用予定日の前日までにお申し出がなく、当日になって利用の中止のお申し出があった場合、取り消し料として下記の料金をお支払い頂く事があります。ただしご契約者(利用者)の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までにお申し出があった場合 : 無料

利用予定日の前日までにお申し出がなかった場合 : 当日の利用料の自己負担相当分

(食材料費を含む)